

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
เรื่อง การขอรับการส่งเสริมมาตรการยกยกระดัดอุตสาหกรรม (Smart and Sustainable Industry)
กรณีมาตรการยกยกระดัดอุตสาหกรรมด้านระบบอัตโนมัติและหุ่นยนต์มาใช้ในการผลิตหรือบริการ
สำหรับโครงการลงทุนใหม่ที่ยื่นขอรับการส่งเสริมการลงทุนสำหรับกิจการในกลุ่ม B
ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 15/2565

非公式訳

投資委員会事務局説明書

件名：投資委員会布告第 15/2565 号に基づく

B グループ事業向けの投資奨励を申請する新規投資プロジェクトに対する
生産またはサービスへの自動化またはロボット導入による産業高度化措置の場合における
産業高度化措置 (Smart and Sustainable Industry) に基づく奨励申請

仏暦 2565 年 (2022 年) 12 月 8 日付投資委員会布告第 15/2565 号「産業高度化措置 (Smart and Sustainable Industry)」に基づき、投資奨励を申請する新規投資プロジェクトが B グループ事業において生産またはサービスへの自動化またはロボットを導入するよう促進を図り、効率化かつ明確化するため、投資委員会事務局は以下の通りに説明書を発行した。

第 1 項 奨励申請

1.1 恩典申請者は、「生産またはサービスへの自動化またはロボット導入による産業高度化措置に基づく B グループ事業向けの投資委員会布告第 15/2565 号に基づく追加恩典申請書添付書式 (F PA PP 46)」とともに、一般事業用投資奨励申請書 (F PA PP 01)、サービス事業用投資奨励申請書 (F PA PP 03)、または中小企業 (SMEs) 用投資奨励申請書 (F PA PP 29) を用いて、「奨励申請書」を提出すること。競争力向上のための追加恩典を申請する場合は、追加で「競争力向上のための追加恩典申請書添付書式 (F PA PP 37)」を提出すること。

1.2 生産またはサービス提供に導入する自動化またはロボットは新品のみとする。

1.3 自動化またはロボットを導入することは、生産またはサービス提供への支援があること。恩典申請者はプロジェクトにおける自動化またはロボットの導入の計画を示している実施計画を提示すること。

1.4 恩典申請者は他の政府機関から同様の目的で最新機械、自動化またはロボットを導入することに関する事業のための税制上の恩典の重複取得をしていないこと。

1.5 恩典申請者が同意された重要な内容に関する実施計画の変更または修正を行う場合は、海外からの機械輸入または国内での購入を行う前および操業開始の許可を取得する前に検討・承認を得るために、プロジェクト変更を申請すること。

1.6 本措置に基づく追加恩典を取得したプロジェクトは奨励されている工業団地または工業地区に事業所を立地する場合、工業用地開発のための追加恩典を申請することはできない。

第 2 項 資格、対象および恩典

2.1 奨励取得者の資格

2.1.1 恩典申請プロジェクトは奨励申請時に投資委員会が公示した B グループ事業であること。ただし、仏暦 2567 年 (2024 年 3 月

29 日付投資委員会布告第 Por. 2/2567 号「投資委員会布告第 11/2565 号、第 15/2565 号、第 17/2565 号、第 2/2567 号、第 3/2567 号および第 4/2567 号に基づく恩典の対象外とする業種」およびその改定増補に基づく業種は除く。

2.1.2 恩典申請者は他の政府機関から同様な目的で機械入れ替えおよび自動化、またはデジタル技術導入に関する事業のための税制上の恩典の重複取得をしていないこと。

2.2 奨励対象

生産またはサービス提供に機械および自動化システムまたはロボットを導入することは、プロジェクトにおいて自動的機械またはロボットを設置し、Automated Production Cell の使用など自動化システム (Automation System) を導入し全部または一部のプロセスに運用しなければならない。

- 一部のプロセスを管理または作業する機械の設置。倉庫内の製品の自動搬送システム、包装システム、原材料準備システム、サイロの自動化システムなど一部のプロセスが管理できるようにする。
- 全部のプロセスを管理するまたは作業する自動化システムまたはロボットの設置。特に、炉の清掃ロボットの設置、自動原材料供給ユニット (Autoloader)、生産ラインにおける X 線装置の設置、生産計画・管理システム (ハードウェア・ソフトウェアの両方を含む) など、高精密または高い品質を求めるプロセス、または作業者が機械のシステムに指示を行い管理・維持する役割のみ持ち、労働の使用が適切ではないプロセス。

なお、業務プロセスまたは管理を支援するための事業へのデジタル技術付き自動的機械またはロボットの導入の場合を含む。但し、自動化機械を個別で導入は含まない。

2.3 付与される恩典

2.3.1 プロジェクトの生産またはサービスの支援に使用するために自動化システムまたはロボットを導入する場合は、法人所得税を 3 年間免除し、投資金額 (土地代および運転資金を除く) の 50% を上限とする。

2.3.2 プロジェクトで使用される自動化機械またはロボットの金額の 30% 以上、タイ国内の自動化機械製造産業への連携または支援がある機械を使用する場合は、法人所得税を 3 年間免除し、投資金額 (土地代および運転資金を除く) の 100% を上限とする。

第 3 項 免除される法人所得税換算に使用される投資金額の計算指針

3.1 生産またはサービス提供への自動化システムまたはロボットの導入への投資である部分のみの機械代金を対象とし計算する。詳細は以下の通りである。

3.1.1 下記の投資金額もしくは支出は**全額**で計算される。

- 1) 機械費用とは、エンジニアリングデザイン料金、輸送費、機械設置費、試運転費など一般に認められた会計原則に基づき、機械が使用可能な状態になるまで関係する様々な費用を

含め、効率向上に使用される機械費用である。但し、機械のメンテナンスサービス料金は除く。なお、一年を超える契約期間の機械賃貸借の賃借料も含まれる。

- 2) 機械/設備の制御と管理や生産システムの支援のために機械または設備と共同で作動しなければならないソフトウェア、プログラムまたは情報システムの費用
- 3) 人工知能（Artificial Intelligence いわゆる AI）、機械学習の活用、ビッグデータの導入またはデータ分析（Data Analytics）への投資金額もしくは支出
- 4) 機械/設備の制御と管理や生産システムの支援のために機械または設備と共同で作動しなければならない企業管理向けソフトウェア、プログラムまたは情報システムの費用。バックオフィスとして作動する企業管理向けソフトウェアは対象外とする。なお、デジタルサービス提供のためのソフトウェアまたはプラットフォームの開発事業において奨励されている、またはデジタル経済振興庁（DEPA）、国立科学技術開発庁（NSTDA）あるいは委員会が同意した関係機関によりタイランドデジタルカタログにて製品およびサービスを認証されたか登記された、少なくとも 1 社タイ国内事業者が開発・改善したもののみ計算対象とする。
- 5) サービス提供のために国内で装置を設置したクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出。クラウドまたはデータセンターのレンタル/サービスのためにソフトウェアの開発者や改善者に支払う場合が含まれる。なお、1 年を超える期間のレンタル証拠を有すること。

3.1.2 下記の投資金額もしくは支出は半額で計算される。

- 1) 企業管理向けソフトウェア、プログラムまたは情報システムの費用。関係機関の認証を取得していないタイ国内事業者またはタイ国外の事業者が開発・改善したもののみとする。機械/設備の制御と管理や生産システムの支援のために機械または設備と共同で作動するソフトウェアでなければならない。バックオフィスとして作動する企業管理向けソフトウェアは対象外とする。
- 2) タイ国外でのクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出。クラウドまたはデータセンターのレンタル/サービスのためにソフトウェアの開発者や改善者に支払う場合が含まれる。なお、1 年を超える期間のレンタル証拠を有すること。

3.2 他の政府機関から同様な目的での事業支援ための補助金を受けている場合、免除される法人所得税の計算に使用する投資金額として計算されない。

第 4 項 初期に認証を得たか登記された、タイ国内でソフトウェアを開発・改善する事業者リストの確認指針

4.1 投資奨励を取得した事業者の場合

投資委員会事務局のウェブサイトでソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業において奨励されている事業者リストを確認できる。

4.2 関係機関により認証または登記された事業者の場合

4.2.1 デジタル経済振興庁（DEPA）のウェブサイトタイランドデジタルカタログにて製品およびサービスを認証されたか登記された事業者リストを確認できる。

4.2.2 国立科学技術開発庁（NSTDA）のウェブサイトのイノベーション技術支援プログラム（Innovation and Technology Assistance Program: ITAP）で ERP 専門家として登記された事業者リストを確認できる。

なお、奨励取得後に確認される場合、被奨励者は本措置に基づき投資奨励を申請した時点でその国内で開発・改善した事業者が認証されたか登記されたものである証拠を提示しなければならない。

第5項 その他の恩典は仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 8/2565 号「投資奨励政策および基準」および仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号「国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置」の基準に基づき付与する。

以上、お知らせする。

（署名）

投資委員会事務局

仏暦 2567 年（2024 年）6 月 13 日